

# 宮城県環境影響評価要綱

平成5年7月30日

宮城県告示第867号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な土地の形状の変更、工作物の設置等の事業に係る環境影響評価の実施に関し必要な事項を定めることにより、これらの事業の実施に際し、公害の防止及び自然環境の保全（以下「公害の防止等」という。）について適正な配慮がなされることを期し、もって県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「環境影響評価」とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行うことをいう。

2 この要綱において「対象事業」とは、別表第1に掲げる事業（以下「第一種事業」という。）及び別表第2に掲げる事業（以下「第二種事業」という。）をいう。

3 この要綱において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、対象事業の実施に際し、公害の防止等について適正な配慮をするため、その責任と負担において、この要綱に定める手続等を誠実に履行するものとする。

(県の責務)

第4条 県は、公害の防止等を図るため、この要綱に定める手続等が確実に実施されるよう努めるものとする。

2 県は、環境影響評価に関する技術的方法の調査及び研究に努めるとともに、環境影響評価に係る情報及び資料の収集並びに整理を行い、それを公開するよう努めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、この要綱に定める手続等が適正かつ円滑に行われるよう必要な協力をするものとする。

## 第2章 環境影響評価に関する評価項目及び技術指針

(評価項目)

第6条 対象事業の実施が環境に及ぼす影響についての調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行うための項目（以下「評価項目」という。）として、公害の防止等の見地から一般的に必要と認められるものは、別表第3に掲げるとおりとする。

(技術指針)

第7条 知事は、評価項目の選定方法その他調査等を行うための技術的事項に係る指針（次項及び次条において「技術指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

### 第3章 環境影響評価に関する手続等

#### 第1節 調査等の実施

（調査等の実施）

第8条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、技術指針に従って調査等を行うものとする。

（調査等の実施の届出）

第9条 事業者は、調査等を実施しようとするときは、あらかじめその旨を知事及び当該調査等を実施しようとする地域を管轄する市町村長に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を当該対象事業に係る許可、認可、承認その他これらに類する行為（第24条において「許可等」という。）を行う権限を有する者（以下「許認可権者」という。）に通知するものとする。

#### 第2節 環境影響評価準備書の作成等

（準備書の作成等）

第10条 事業者は、第一種事業に係る調査等が終了したときは、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及びその概要を記載した書類を作成するものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
- (3) 調査の結果の概要
- (4) 環境に及ぼす影響の内容及び程度
- (5) 公害の防止等のための措置
- (6) 環境に及ぼす影響の評価
- (7) 対象事業を実施しようとする地域及び対象事業の実施により環境に影響が及ぶおそれのある地域（以下「関係地域」という。）の範囲

2 事業者は、関係地域の範囲の決定に当たっては、知事と協議するものとする。

3 事業者は、第1項の規定により準備書を作成したときは、別に定める時期までにこれを知事及び関係地域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に提出するものとする。

（準備書の公告及び縦覧）

第11条 事業者は、前条第3項の規定により準備書を知事及び関係市町村長に提出したときは、関係市町村長の協力を得て、準備書を作成した旨を公告するとともに、当該準備書を当該公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するものとする。

(説明会の開催)

- 第 12 条 事業者は、前条に規定する縦覧期間内に、関係地域に住所を有する者（以下「関係住民」という。）に準備書の内容を周知させるため、説明会を開催するものとする。
- 2 事業者は、前項の説明会を開催するときは、その開催予定の日時及び場所を定め、知事及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知するものとする。
  - 3 事業者は、災害の発生等その責めに帰することができない理由がある場合には、第 1 項に規定する説明会の開催を要しないこととする。この場合において、事業者は、前条に規定する縦覧期間内に、準備書の内容について、その概要を記載した書類の提供その他の方法により関係住民への周知に努めるものとする。

(関係住民の意見書)

- 第 13 条 関係住民は、第 11 条の規定による公告の日から起算して 45 日以内に、事業者に対し、準備書について、公害の防止等の見地からの意見書を提出することができる。
- 2 事業者は、前項の期間を経過した後、速やかに、知事及び関係市町村長に同項の意見書の写し及びその概要（同項の意見書が提出されなかったときは、その旨を記載した書面）を提出するものとする。

### 第 3 節 環境影響評価調査書の作成等

(調査書の作成等)

- 第 14 条 事業者は、第二種事業に係る調査等が終了したときは、次に掲げる事項を記載した環境影響評価調査書（以下「調査書」という。）を作成するものとする。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）
  - (2) 対象事業の名称、目的及び内容
  - (3) 調査の結果の概要
  - (4) 環境に及ぼす影響の内容及び程度
  - (5) 公害の防止等のための措置
  - (6) 環境に及ぼす影響の評価
  - (7) 関係地域の範囲
- 2 事業者は、関係地域の範囲の決定に当たっては、知事と協議するものとする。
  - 3 事業者は、第 1 項の規定により調査書を作成したときは、別に定める時期までにこれを知事及び関係市町村長に提出するものとする。

### 第 4 節 知事の意見書の作成等

(関係市町村長の意見)

- 第 15 条 知事は、関係市町村長に対し、準備書又は調査書について、期限を付して、公害の防止等の見地から意見を聴くことができる。

(知事の意見書の作成等)

- 第 16 条 知事は、準備書又は調査書についてその内容を審査し、意見書を作成するものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、環境影響評価技術審査会に対し、準備書又は調査書について、公害の防止等の見地から意見を聴くことができる。
- 3 知事は、第1項の規定により意見書を作成するときは、第13条第1項の規定による関係住民の意見及び前条の規定による関係市町村長の意見を考慮するものとする。
- 4 知事は、第13条第2項の規定による意見書の写し等の提出を受けた日又は第14条第3項の規定による調査書の提出を受けた日から原則として3月以内に、第1項に規定する意見書を作成し、これを事業者及び関係市町村長に送付するものとする。

## 第5節環境影響評価書の作成等

(評価書の作成等)

- 第17条 事業者は、第一種事業に係る前条第4項の規定による知事の意見書の送付を受けたときは、準備書の記載事項について検討し、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成するものとする。
- (1) 第10条第1項各号に掲げる事項
  - (2) 第13条第1項の規定による関係住民の意見の概要
  - (3) 前条第1項の規定による知事の意見
  - (4) 前2号に掲げる意見についての事業者の見解
- 2 事業者は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町村長に提出するものとする。

(許認可権者への送付)

- 第18条 知事は、前条第2項の規定により評価書の提出があったときは、その評価書を当該対象事業に係る許認可権者に送付するものとする。

(評価書の公告及び縦覧)

- 第19条 事業者は、第17条第2項の規定により評価書を知事及び関係市町村長に提出したときは、関係市町村長の協力を得て、評価書を作成した旨を公告するとともに、当該評価書を当該公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するものとする。

## 第6節環境影響評価結果書の作成等

(結果書の作成等)

- 第20条 事業者は、第二種事業に係る第16条第4項の規定による知事の意見書の送付を受けたときは、調査書の記載事項について検討し、次に掲げる事項を記載した環境影響評価結果書(以下「結果書」という。)を作成するものとする。
- (1) 第14条第1項各号に掲げる事項
  - (2) 第16条第1項の規定による知事の意見
  - (3) 前号に掲げる意見についての事業者の見解
- 2 事業者は、前項の規定により結果書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町村長に提出するものとする。

(許認可権者への送付)

第 21 条 知事は、前条第 2 項の規定により結果書の提出があったときは、その結果書を当該対象事業に係る許認可権者に送付するものとする。

(結果書の公表)

第 22 条 知事は、第 20 条第 2 項の規定により結果書の提出があったときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

## 第 7 節 対象事業の実施等

(事業の実施時期)

第 23 条 事業者は、第 19 条の規定による公告の日又は前条の規定による公表の日以後に、対象事業を実施するものとする。

(許可等に当たっての配慮)

第 24 条 知事は、対象事業の実施に係る許可等を行うに当たり、当該対象事業に係る評価書又は結果書(以下「評価書等」という。)の内容に配慮するものとする。

2 知事は、対象事業の実施に係る知事以外の許認可権者に対し、許可等を行うに当たり、当該対象事業に係る評価書等の内容に配慮するよう要請するものとする。

(公害の防止等の配慮)

第 25 条 事業者は、評価書等に記載されているところにより、公害の防止等について適正な配慮をして、当該対象事業を実施するものとする。

(対象事業の着手等の届出)

第 26 条 事業者は、対象事業に係る工事に着手したとき、及び対象事業に係る工事を完了したときは、速やかに、その旨を知事に届け出るものとする。

(事後措置)

第 27 条 知事は、事業者が対象事業の工事に着手した後において、必要があると認めるときは、事業者又は当該対象事業に係る土地若しくは工作物の供用を開始した後の管理者(次項及び第 31 条において「管理者」という。)に対し、対象事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に調査を行わせることができる。

2 知事は、前項の規定による報告の内容又は調査の結果を検討し、事業者又は管理者に対し、公害の防止等のために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

## 第 8 節 対象事業の変更等

(対象事業の変更)

第 28 条 事業者は、第 9 条第 1 項の規定による調査等の実施の届出後、対象事業の内容を変更する場合には、速やかに、その旨を知事及び調査等を実施しようとする地域を管轄する市町村長又は関係市町村長(以下「関係市町村長等」という。)に届け出るものとする。

- 2 前項の規定による変更の届け出があった対象事業については、第1節から前節までに規定する手続等を再度行うものとする。ただし、その変更内容が軽微であると知事が認めるときは、この限りでない。

(対象事業の廃止等)

- 第29条 事業者は、第9条第1項の規定による調査等の実施の届出後、対象事業を実施しないこととした場合又は当該対象事業以外の事業に変更した場合には、速やかに、その旨を知事及び関係市町村長等に届け出るものとする。
- 2 事業者は、第11条の規定による公告の日から第19条に規定する縦覧期間の満了の日までの間において第一種事業に係る前項の規定による届出をしたときは、関係市町村長等の協力を得て、当該事業を廃止し、又は変更した旨を公告するものとする。

(事業者の変更)

- 第30条 第9条第1項の規定による調査等の実施の届出後、事業者に変更があったときは、変更後の事業者は、速やかに、その旨を知事及び関係市町村長等に届け出るものとする。
- 2 第一種事業に係る前項の規定による届出が、第11条の規定による公告の日から第19条に規定する縦覧期間の満了の日までの間において行われたときは、前項に規定する変更後の事業者は、関係市町村長等の協力を得て、事業者に変更があった旨を公告するものとする。
  - 3 第1項の場合において、変更前の事業者が行ったこの要綱に基づく手続等は変更後の事業者が行ったものと、変更前の事業者について行われたこの要綱に基づく手続等は変更後の事業者について行われたものとみなす。

## 第4章 雑則

(勧告及び公表)

- 第31条 知事は、事業者又は管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者又は管理者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (1) この要綱に定める手続の全部又は一部を行わなかったとき。
  - (2) 第23条の規定に違反して対象事業を実施したとき。
  - (3) 第27条第2項の規定による指導に従わなかったとき。
- 2 知事は、事業者又は管理者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。
    - (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）
    - (2) 対象事業の名称及び実施地域
    - (3) 公表の理由及び勧告の内容

(国等の特例)

- 第32条 国又は特別の法律により設立された法人で別に定めるもの（以下この条において「国等」という。）が対象事業を実施する場合における環境影響評価に関する手続等の実施については、知事と当該国等が協議して定める。

(国の措置が適用される対象事業の特例)

第 33 条 国の行政機関が定める環境影響評価に関する措置に従って行われる環境影響評価の手続のうちこの要綱に定める手続に相当するものは、この要綱に基づき行われるものとみなす。

(都市計画手続との調整)

第 34 条 対象事業又は対象事業に係る施設が、「都市計画における環境影響評価の実施について」(昭和 60 年 6 月 6 日付け建設省都計発第 34 号建設省都市局長通達。以下この条において「都市局長通達」という。)に基づき都市計画を定める者が行う環境影響評価に関する手続の対象となる場合には、事業者は、当該都市計画を定める者と協議の上、都市局長通達に基づき当該都市計画を定める者が行う手続に合わせてこの要綱に定める手続を行うことができる。

2 前項の場合において、この要綱に定める手続と都市局長通達に定める手続の調整については、知事が別に定める。

(隣接県知事との協議)

第 35 条 知事は、関係地域が隣接県の区域に及ぶ場合は、環境影響評価に関する手続等の実施について、当該隣接県知事と協議するものとする。

(市町村長との協議)

第 36 条 対象事業が、市町村が定める環境影響評価の手続等の対象となった場合においては、知事は、当該対象事業に係るこの要綱の環境影響評価に関する手続等の実施について、当該市町村長と協議するものとする。

(手続の併合)

第 37 条 1 又は 2 以上の事業者が相互に関連する 2 以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの事業者は、これらの対象事業について、この要綱に定める手続等を併せて行うことができる。

2 2 以上の事業者が 1 の対象事業又は相互に関連する 2 以上の対象事業を実施しようとする場合において、これらの事業者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者が、当該 1 の対象事業又は 2 以上の対象事業について、この要綱に定める手続等を併せて行うことができる。

(環境影響評価技術審査会)

第 38 条 知事は、環境影響評価に係る技術的な事項を調査審議させるため、環境影響評価技術審査会(以下「技術審査会」という。)を置く。

2 技術審査会は、委員 15 人以内で組織する。

3 技術審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

4 委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

- 5 前 3 項に定めるもののほか、技術審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(適用除外)

第 39 条 この要綱の規定は、災害の復旧又は防止のために緊急に実施する必要があると知事が認める対象事業については、適用しない。

(補則)

第 40 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成 5 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 2 章及び第 38 条の規定は、同年 7 月 30 日から施行する。

(公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱の廃止)

2 公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響 評価指導要綱(昭和 51 年 5 月 4 日。次項において「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際既に旧要綱に基づく環境影響評価を実施していると知事が認める対象事業については、なお従前の例による。

4 前項に定めるもののほか、この告示の施行の際既にこの告示の規定による環境影響評価等に準ずる措置を実施していると知事が認める対象事業については、知事は、当該事業者と協議の上、第 3 章に定める手続の全部又は一部を免除するものとする。

別表第1(第2条関係)

事業の種類	要件	
	内容	規模
1 住宅団地造成事業	住宅の用に供する土地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための土地の造成(3の項に掲げる事業を除く)	施行区域(自然緑地等を含む一団の区域であり、土地の形質が返納される部分に限定しない。以下同じ。)の面積が100ha以上のもの。
2 工業団地造成事業	工場又は事業場の用に供するための土地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための土地の造成(3の項に掲げる事業を除く)	施行区域の面積が100ha以上のもの。
3 土地区画整理事業	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業	施行区域の面積が100ha以上のもの。
4 道路建設事業	道路(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項1号に規定する道路。以下同じ。)の新設又は拡幅	新設にあつては、4車線以上のもので、施行区域の長さが10km以上のもの。 拡幅にあつては、新たに4以上の車線を付加するもので、施行区間の長さが10km以上のもの。
5 公有水面埋立事業	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第1条1項及び第2項に規定する公有水面の埋立て	施行区域の面積が50haを越えるもの。
6 ダム建設事業	河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域又は同法第56条第1項の規定により指定された河川予定地におけるダムの新設	たん水面積が200ha以上のもの。
7 レクリエーション施設建設事業	ゴルフ場、スキー場、総合運動公園、総合遊園地等のレクリエーション施設の新設又は増設	施行区域の面積が100ha以上のもの。
8 廃棄物処分建設事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場の新設又は増設	埋立地の面積が30ha以上のもの。
9 その他の事業	1の項から8の項までに掲げる事業以外の事業であつて、これらの事業と同程度に環境に影響を及ぼすおそれがある土地の形状の変更、工作物の設置等で知事が別に定めるもの。	

別表第 2 ( 第 2 条関係 )

事業の種類	要件	
	内容	規模
1 住宅団地造成事業	住宅の用に供する土地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための土地の造成(3 の項に掲げる事業を除く)	施行区域の面積が都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域(以下「用途地域」という。)内については 50ha 以上 100ha 未満のもの、その他の地域については 20ha 以上 100ha 未満のもの(事業の施行区域が用途地域とその他の地域にまたがる場合は、それぞれの地域の施行区域面積をそれぞれの当該地域に係る面積規模の最小面積で除し、その商の和が 1 以上となるもので、施行区域の面積が 100ha 未満のもの。2 の項及び 3 の項において同じ。)
2 工業団地造成事業	工場又は事業場の用に供するための土地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための土地の造成(3 の項に掲げる事業を除く)	施行区域の面積が用途地域内については 50ha 以上 100ha 未満のもの、その他の地域については 20ha 以上 100ha 未満のもの。
3 土地区画整理事業	土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業	施行区域の面積が用地地域内については 50ha 以上 100ha 未満のもの、その他の地域については 20ha 以上 100ha 未満のもの。
4 道路建設事業	イ 都市計画法第 8 条第 1 項に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域内並びに都市計画法及び建築基準法の一部を改正前の都市計画法第 8 条第 1 項に規定する第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域内における道路の新設又は拡幅	新設にあつては、4 車線以上のもので、施行区域の長さが 2km 以上 10km 未満のもの。 拡幅にあつては、新たに 4 以上の車線を付加するもので、施行区間の長さが 2km 以上 10km 未満のもの。
	ロ 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 18 条第 1 項の規定により指定された国立公園及び国定公園の特別保護地域内並びに自然環境保全条例(昭和 47 年宮城県条例第 25 号)第 17 条第 1 項の規定により指定された建自然環境保全地域の特別地区内における道路の新設又は拡幅	新設にあつては、2 車線以上のもので、当該地区内の施行区間の長さが 1km 以上のもの(4 車線以上のもので、施行区間の長さが 10km 以上のものを除く。) 拡幅にあつては、当該拡幅の結果 2 車線以上となるもので、当該拡幅内の施行区間長さが 2km 以上となるもの(新たに 4 以上の車線を付加するもので、施行区間の長さが 10km 以上のものを除

		く。)
	<p>八 自然公園法第 17 条第 1 項の規定により指定された国立公園及び国定公園の特別地域(特別保護地区を除く。)内、県立自然公園条例(昭和 34 年宮城県条例第 20 号)第 10 条の規定により指定された県自然環境保全地域(特別市域を除く。)内及び同条例第 23 条第 1 項の規定により指定された緑地環境保全地域内における道路の新設又は拡幅。</p>	<p>新設にあつては、2 車線以上のもので、当該地域内の施行区間の長さが 5km 以上のもの(4 車線以上のもので、施行区間の長さが 10km 以上のものを除く。)</p> <p>拡幅にあつては、当該拡幅の結果 2 車線以上となるもの(新たに 4 以上の車線を付加するものを除く。)で、当該地域内の施行区間の長さが 10km 以上のもの。</p>
5 公有水面埋立事業	<p>公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 1 条 1 項及び第 2 項に規定する公有水面の埋立て</p>	<p>施行区域の面積が 20ha 以上 50ha 以下のもの。</p>
6 ダム建設事業	<p>河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項に規定する河川区域又は同法第 56 条第 1 項の規定により指定された河川予定地におけるダムの新設</p>	<p>たん水面積が 20ha 以上 200ha 未満のもの。</p>
7 レクリエーション施設建設事業	<p>ゴルフ場、スキー場、総合運動公園、総合遊園地等のレクリエーション施設の新設又は増設</p>	<p>施行区域の面積が 20ha 以上 100ha 未満のもの。</p>
8 廃棄物処分建設事業	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物の最終処分場の新設又は増設</p>	<p>埋立地の面積が 10ha 以上 30ha 未満のもの。</p>
9 下水道終末処理場建設事業	<p>下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 6 号に規定する終末処理場の新設又は増設</p>	<p>施行区域面積の面積が 20ha 以上のもの。</p>
10 畜産施設建設事業	<p>家畜の収容、放牧等の用に供する施設(土地の造成を含む。)の新設又は増設</p>	<p>施行区域面積の面積が 20ha 以上のもの。</p>
9 その他の事業	<p>1 の項から 10 の項までに掲げる事業以外の事業であつて、これらの事業と同程度に環境に影響を及ぼすおそれがある土地の形状の変更、工作物の設置等で知事が別に定めるもの。</p>	

別表第3（第6条関係）

分 類	一般的な評価項目
1 公害の防止に係るもの	イ 大気汚染 ロ 水質汚濁 ハ 土壌汚染 ニ 騒音 ホ 振動 ヘ 地盤沈下 ト 悪臭
2 自然環境の保全に係るもの	イ 地形・地質 ロ 植物 ハ 動物 ニ 景観